

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

- ① 当社が計画・実施するプロジェクトにおいて、新技術や新工法の活用が有効と判断される場合、パートナーシップ企業からの技術提案を積極的に募集し、共同で検証・実証を行う場を設けます。
- ② 従来の建設工事請負に留まらず、サービス、技術、コンサルティングなど、新たな収益源となる事業領域を開拓します。
- ③ 単発のプロジェクトにとどまらず、パートナーシップ企業との中長期的な協力関係を視野に入れ、継続的な取引機会の提供に努めます。これにより、パートナーシップ企業の経営基盤の安定化に貢献します。
- ④ 契約締結に際しては、工事内容、工期、単価、支払い条件などを明確にし、書面にて取り交わします。また、契約内容を厳守し、一方的な契約変更や不当な減額は行いません。
- ⑤ 期せぬ資材価格の急激な変動が生じた場合、パートナーシップ企業と協議の上、合理的な範囲で契約金額の見直しを検討するなど、リスクを適切に共有する方策を講じます。

b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

- ① 当社が実践しているICT建機活用、ドローン測量、3次元データ（点群データ等）の活用方法など、ICT施工に関する具体的なノウハウや運用事例について、勉強会や研修会を定期的に開催し、パートナーシップ企業へ共有します。
- ② ICT建機、IoTデバイス、現場管理アプリなどの導入をパートナーシップ企業に推奨し、現場作業の効率化と省力化を支援することで、長時間労働の是正や週休2日の実現に貢献します。

c. 専門人材マッチング

- ① 経験豊富な当社のベテラン技術者が、パートナーシップ企業の若手技術者・技能者のメンターとなり、技術指導やキャリア相談に応じる制度の導入を検討します。
- ② 設計・積算・事務などの業務において、パートナーシップ企業がテレワークやリモートワークを導入できるよう、Web会議システムやクラウドツールに関する情報提供、運用ノウハウの共有を行います。

- ③ 専門性の高い技術（例：ICT 建機操作、特殊溶接技術、高所作業車運転など）や、安全管理、品質管理に関する共同研修プログラムを企画・実施し、パートナーシップ企業の従業員が参加できる機会を提供します。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- ① 資材調達において、製品のライフサイクル全体（製造、輸送、使用、廃棄）における環境負荷を考慮し、リサイクル材使用率の高い資材、有害物質を含まない資材、省エネルギー性能に優れた資材、FSC認証木材などの持続可能な森林資源由来の資材、地域産材などを優先的に選定します。
- ② 新たな環境配慮型資材や技術に関する情報をパートナーシップ企業と積極的に共有し、その適用可能性やコスト、施工性などについて共同で検討します。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には【国土交通省が公表する公共工事設計労務単価や、各地域の建設業団体などが示す市場の実勢労務単価を参考に、見積もりに計上されている労務費が適正であるかを総合的に判断します。単に低い価格を求めるのではなく、現実的な労務費が確保されているかを重視します】。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ① 今後も現在同様に、下請代金は約束手形の利用を行わず全て現金で支払います。
- ② 市場の変動（資材価格の高騰、労働力不足など）、地政学的なリスク、環境規制の変更など、サプライチェーンに影響を与える可能性のある情報をパートナーシップ企業と速やかに共有し、早期の対策立案に役立てます。
- ③ 人権侵害のリスクが高いとされる地域や特定のサプライヤーに対し、共同で実態調査やヒアリングを行い、潜在的な人権リスクを特定します。特定されたリスクについては、是正に向けた計画をパートナーシップ企業と共同で策定し、実行を支援します。
- ④ 児童労働、強制労働の禁止、ハラスメントの防止、差別撤廃、適正な賃金と労働時間の確保、安全衛生管理などに関する当社の行動規範や方針をパートナーシップ企業に共有し、サプライチェーン全体での遵守を求めます。
- ⑤ 主要な資材価格、燃料費、輸送費などの市場動向について、当社が入手した情報をパートナーシップ企業と積極的に共有します。これにより、将来的な価格変動の予兆を早期に察知し、双方で対応策を検討できる基盤を築きます。
- ⑥ パートナーシップ企業の資金繰りの状況を考慮し、可能な範囲で支払サイトの短縮や、出来高に応じた早期支払いの検討など、流動性支援に繋がる取り組みを行います。
- ⑦ 当社とパートナーシップ企業が一体となって、顧客にとって新たな価値を生み出す提案を行う場合、その付加価値分を適正に評価し、価格に反映させることで、双方の利益を最大化します。

7年6月27日

株式会社 水府工務店

代表取締役 平山 巍

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。